

## 山形県マンション管理士会設立趣意書

マンションは都市型住宅として、「マンション管理組合」という都市特有の居住形態を維持しながら今日まで推移してまいりました。

その間、平成13年8月には「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が施行され、マンション管理士や管理会社の登録といった仕組みができ、マンション管理組合が抱える多くの問題を解決していく一歩となりました。

特にマンション管理士という資格にあつては、「マンション管理の専門家」としてその役割と発展に大きな期待を寄せられました。

現在、多くのマンションから「管理規約の改正」、「大規模修繕工事の相談」、「理事会運営のあり方」、「迷惑入居者への対応」などなど、多くの相談が寄せられております。

このことは、マンション管理組合において問題が山積していることを如実に物語ると同時に、区分所有者自らが問題に対して関心を持ってきたことの証でもあります。

こうした現状を鑑み、地域に密着した専門家集団としての「山形県マンション管理士会」の設立に至りました。

今後は関係諸団体と協力しながら、山形県における「マンション管理の専門家」として、マンションの居住環境の向上、地域住民や周辺地域との調和を図ることを目的としております。

### 山形県マンション管理士会倫理綱領

- 1、マンション管理士として、自覚と責任をもって社会に貢献する。
- 2、常に人格と専門的能力の向上に努める。
- 3、諸法令を遵守し、マンション管理の適正化の推進に努める。
- 4、信義誠実を旨とし公正な業務の遂行に努める。
- 5、相互信頼に基づく協調体制と秩序の確立に努める。

平成22年8月29日

山形県マンション管理士会

設立発起人代表 西塔 譽悦